

騒音・振動規制法の手引

＜特定工場等・特定建設作業＞

(改訂版)

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 事業者の方へ | 2 |
| 騒音・振動各種届出の手引 | |
| 1. 騒音規制法、振動規制法による特定施設の届出 | 4 |
| 2. 騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出 | 5 |
| 3. 指定地域 | 6 |
| 4. 届出が必要な作業一覧（特定建設作業） | 7 |
| 各種基準及び特定施設等 | |
| 1. 騒音の規制基準（騒音規制法関係） | 9 |
| （1）特定工場等（騒音規制法）に関する規制 | 9 |
| ① 特定施設（騒音規制法） | 9 |
| ② 特定工場等（騒音規制法）の指定地域 | 10 |
| ③ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 | 10 |
| （2）特定建設作業（騒音規制法）に関する規制 | 12 |
| ① 特定建設作業（騒音規制法） | 12 |
| ② 特定建設作業（騒音規制法）の指定地域 | 12 |
| ③ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 | 13 |
| （3）騒音（特定工場等・特定建設作業）の測定・評価 | 14 |
| ① 騒音の測定方法 | 14 |
| ② 騒音の評価指標 | 14 |
| （4）特定工場等（騒音規制法）に係る公害防止組織の整備 | 14 |
| 2. 振動の規制基準（振動規制法関係） | 15 |
| （1）特定工場等（振動規制法）に関する規制 | 15 |
| ① 特定施設（振動規制法） | 15 |
| ② 特定工場等（振動規制法）の指定地域 | 15 |
| ③ 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 | 16 |
| （2）特定建設作業（振動規制法）に関する規制 | 16 |
| ① 特定建設作業（振動規制法） | 16 |
| ② 特定建設作業（振動規制法）の指定地域 | 17 |
| ③ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 | 17 |
| （3）振動（特定工場等・特定建設作業）の測定・評価 | 18 |
| ① 振動の測定方法 | 18 |
| ② 振動の評価指標 | 18 |
| （4）特定工場等（振動規制法）に係る公害防止組織の整備 | 18 |
| 各種法令 | |
| 騒音規制法（昭和四十三年六月十日 法律第九十八号）抜粋 | 20 |
| 振動規制法（昭和五十一年六月十日 法律第六十四号）抜粋 | 24 |
| <参考> | |
| （1）騒音に係る環境基準について（抜粋） | 28 |
| （2）『騒音に係る環境基準』の類型を当てはめる地域の指定 | 28 |
| （3）『騒音に係る環境基準』の評価指標 | 28 |
| （4）その他参考文献 | 29 |

事業者の方へ

騒音・振動の防止のために、騒音規制法、振動規制法によって、各種の施設の設置や建設作業の実施について届出及び規制基準を遵守が義務づけられています。

本書は、これらの概要をまとめたものです。

事業者の方は、これらの届出を確実にこなうとともに、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に努めてください。

また、騒音・振動公害は感覚的要素、感情的要素の強い公害です。

苦情やトラブルを事前に防ぐためには、規制基準の遵守はもとより、工事実施前の十分な地元説明等の実施や周辺住民との日頃からの円滑なコミュニケーションの確保等に配慮してください。

| | |
|------------------|----|
| 平成 25 年 9 月 10 日 | 改訂 |
| 平成 26 年 2 月 20 日 | 改訂 |
| 平成 27 年 4 月 30 日 | 改訂 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 3 年 8 月 20 日 | 改訂 |
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 5 年 3 月 23 日 | 改訂 |

松江市 環境エネルギー部 環境対策課

騒音・振動各種届出の手引

騒音・振動各種届出の手引

平成 12 年 4 月 1 日施行 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、騒音規制法、振動規正法が改正され、騒音・振動に係る規制事務は、市町村の自治事務となりました。

松江市の指定地域内において、騒音規制法、振動規制法の特定施設（手引 P.8、P.9、P.10、P.14、P.15 参照）の設置その他の行為、騒音規制法、振動規制法の特定建設作業（P.11、P.12、P.15、P.16 参照）を実施しようとする場合には、各種法令に基づき所定の様式により、松江市に届出が必要です。

指定地域については、松江市環境対策課に備付けの縦覧図面でご確認願いますが、都市計画法の用途地域（工業専用地域を除く。）となっています。

| |
|--|
| 松江市における特定施設、特定建設作業に係る届出先 松江市環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係 住所 松江市学園南一丁目 20 番 43 号 松江市環境センター内 TEL 0852-55-5274 |
|--|

1. 騒音規制法、振動規制法による特定施設の届出

- (1) 特定施設を設置する場合
特定施設設置届出書（工事開始 30 日前まで）
- (2) 地域が指定地域となり、すでに特定施設を設置している場合又は施設が特定施設となった場合
特定施設使用届出書（指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内）
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合及び使用する時間帯を変更する場合
特定施設の数変更届出書（工事開始 30 日前まで）
- (4) 騒音・振動の防止の方法を変更する場合
防止の方法変更届出書（工事開始 30 日前まで）
- (5) 届出者の氏名、名称、住所が変わった場合
氏名変更届出書（その日から 30 日以内）
- (6) すべての特定施設の使用を廃止した場合
特定施設使用全廃届出書（すべての特定施設の使用を廃止した日から 30 日以内）
- (7) 届出をした者からすべての特定施設を譲り受けたり、借り受けたりした場合
承継届出書（継承があった日から 30 日以内）

※ これらの届出は正本に写しを添え 2 部提出してください。

2. 騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出

- (1) 届出は元請業者名で行い、届出書の提出は現場責任者が行なってください。
- (2) 届出書及び添付書類は、特定建設作業の種類ごとに 2部作成して提出してください。
- (3) 届出は、当該特定建設作業の開始の日の 7日前までに提出してください。
ただし、作業が1日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）は届出の対象から除かれます。

※7日前には、届出日及び工事開始日は含めません。工事開始日の前日を第1日目としてさかのぼり8日目に相当する日までです。（例）工事開始が10日の場合2日が届出提出の締切日です。

(4) 届出書の記載要領

- ① 届出者は、代表者の名前で行なってください。なお、代表者が届出をすることが困難な場合は、委任状を提出してください。
- ② 建設工事の名称は、「〇〇ビル新築工事」等工事名を記入してください。
- ③ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類とは、上記を補足する意味で具体的な工事の内容を書いてください。
- ④ 特定建設作業の種類は P.11 又は P.15 の表の中から該当するものを記入してください。

[例：くい打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業等]

- ⑤ 機械の名称、形式及び仕様は P.11 又は P.15 の表の中から該当するものを記入し、当該機械のメーカー名、型式を記入してください。
- ⑥ 特定建設作業の実施の期間は、全期間日数を書き、作業を行わない日を明記してください。
- ⑦ 作業日の欄は開始時刻、終了時刻の同じ日をまとめ、その日数を記入し、実働時間の欄はその場合の1日の実働時間を記入してください。
- ⑧ 騒音、振動の防止の方法は、対策を具体的に記入し、必要に応じ別紙図面等を使用してください。

⑨ 添付書類

- ・付近見取図
- ・工事の平面図

※機械を使用する場所から最寄りの敷地境界までの距離がわかるもの

- ・工程表

※工事の全工程に特定建設作業実施期間を示したもの

- ・使用する機械の仕様書（カタログ）
- ・**騒音の計算結果**または**振動の計算結果**

※最寄りの敷地境界線で測定した時に騒音の場合は 85dB 以下、振動の場合は 75dB 以下であることを示す資料

- ・やむを得ない理由で夜間に作業を実施する場合は、その理由を説明する書類（道路占有許可証の写等）

3. 指 定 地 域

| | 騒音規制法に基づく騒音の 規制地域区分 | | 都市計画法の用途地域 | |
|----------------|------------------------|--|--------------|--|
| | 特定工場等 | 特定建設作業 | | |
| 騒 音 | 第1種区域 | 第1号区域 | 第一種低層住居専用地域 | |
| | | | 第二種低層住居専用地域 | |
| | 田園住居地域 | | | |
| | 第2種区域 | | 第一種中高層住居専用地域 | |
| | | | 第二種中高層住居専用地域 | |
| | | | 第一種住居地域 | |
| | | | 第二種住居地域 | |
| | 第3種区域 | | 準住居地域 | |
| | | | 近隣商業地域 | |
| | | | 商業地域 | |
| 第4種区域 | 工業 地域 | 準工業地域 | | |
| | | 学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約80メートル以内の区域 | | |
| | 第2号区域 | 上記以外の区域 | | |

| | 振動規制法に基づく振動の 規制地域区分 | | 都市計画法の用途地域 | |
|----------------|------------------------|--|--------------|--|
| | 特定工場等 | 特定建設作業 | | |
| 振 動 | 第1種区域 | 第1号区域 | 第一種低層住居専用地域 | |
| | | | 第二種低層住居専用地域 | |
| | 田園住居地域 | | | |
| | 第2種区域 | | 第一種中高層住居専用地域 | |
| | | | 第二種中高層住居専用地域 | |
| | | | 第一種住居地域 | |
| | | | 第二種住居地域 | |
| | 第2種区域 | | 準住居地域 | |
| | | | 近隣商業地域 | |
| | | | 商業地域 | |
| 第2号区域 | 工業 地域 | 準工業地域 | | |
| | | 学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約80メートル以内の区域 | | |
| 第2号区域 | 上記以外の区域 | | | |

振動・騒音ともに、用途地域のうち旧玉湯町の区域、旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域を除く。

※「旧玉湯町の区域」とは平成17年3月31日の合併の日の前日の八束郡玉湯町の区域を、「旧宍道町の区域」とは平成17年3月31日の合併の日の前日の八束郡宍道町の区域を、「旧東出雲町の区域」とは平成23年8月1日の編入の日の前日の八束郡東出雲町の区域をいう。

4. 届出が必要な作業一覧（特定建設作業）

| 作業の種類 | 作業の内容、適用除外等 | 騒音 | 振動 |
|-------------------------------|---|----|----|
| くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業※1 | ディーゼルハンマ、バイブロハンマ等を使用する作業 打撃・振動式機械を用いる作業(圧入式は届出不要) | ○ | ○ |
| | アースオーガーを併用するくい打作業 打撃・振動式機械を用いる作業(圧入式は届出不要) | — | ○ |
| びょう打機を使用する作業 | リベッティングハンマを用いる作業 | ○ | — |
| さく岩機を使用する作業※2 | 手持式ブレーカーを使用する作業 (1日に50m以上移動する作業は届出不要) | ○ | — |
| ブレーカーを使用する作業※2 | 手持式以外のブレーカーを使用する作業 (1日に50m以上移動する作業は届出不要) | ○ | ○ |
| 空気圧縮機を使用する作業 | 電動型以外で原動機の出力が15kW以上の空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用される場合は届出不要) | ○ | — |
| コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業 | 混練容量0.45 m ³ 以上のコンクリートプラントまたは混練重量200kg以上のアスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル製造のためのコンクリートプラントは届出不要) | ○ | — |
| バックホウを使用する作業 | 原動機の出力が80kW以上のバックホウを使用する作業 (低騒音型の指定をされたものは届出不要※3) | ○ | — |
| トラクターショベルを使用する作業 | 原動機の出力が70kW以上のトラクターショベルを使用する作業 (低騒音型の指定をされたものは届出不要※3) | ○ | — |
| ブルドーザーを使用する作業 | 原動機の出力が40kW以上のブルドーザーを使用する作業 (低騒音型の指定をされたものは届出不要※3) | ○ | — |
| 鋼球使用の破壊作業 | | — | ○ |
| 舗装版破碎機を使用する作業 | ハンマー落下の衝撃力で舗装版を破壊する機械を用いる作業 (1日に50m以上移動する作業は届出不要) | — | ○ |

※1 場所打ち込みくい工法、直接打ち込みくい工法のうち圧入式のもの、埋め込み工法など、ハンマなどによる打ち込みを伴わない作業（プレボーリング根固め工法、オールケーシング工法、アースドリル工法、リバーサーキュレーション工法、地中連続壁工法など）については届出不要です。

※2 圧碎機（クラッシャー、ニブラなど）、コンクリートカッターは届出不要です。

※3 低騒音型建設機械の型式、判別方法については、国土交通省のサイト（建設施工・建設機械：低騒音型建設機械指定状況）でご確認ください。

URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

各種基準及び特定施設等

1. 騒音の規制基準（騒音規制法関係）

（1）特定工場等（騒音規制法）に関する規制

・騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）第2章（第4条～第13条）

※ 特定工場等とは、特定施設を設置し、又は設置しようとする工場又は事業場のことです。

① 特定施設（騒音規制法）

・騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）第2条第1項

・騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号）第1条、別表第1

※ 特定施設とは、工業又は事業場に設置されている施設のうち著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもののことです。

（1）金属加工機械

イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）

ロ) 製管機械

ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

ト) 鍛造機

チ) ワイヤフォーミングマシン

リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

ヌ) タンブラー

ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）

（2）空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上に限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上に限る。）

（3）土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

（4）織機（原動機を用いるものに限る。）

（5）建設用資材製造機械

イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）

ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

（6）穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

（7）木材加工機械

イ) ドラムバーカー

| |
|--|
| ロ) チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） |
| ハ) 碎木機 |
| ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、 木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） |
| ホ) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、 木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） |
| ヘ) かんな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） |
| (8) 抄紙機 |
| (9) 印刷機械（原動機を用いるものに限る。） |
| (10) 合成樹脂用射出成形機 |
| (11) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。） |

② 特定工場等（騒音規制法）の指定地域

・騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 条）第 3 条第 1 項

・平成 24 年 3 月 29 日松江市告示第 116 号

※ 市の区域にあつては、市が指定地域を定めることとなっています（市が定める指定地域内における特定工場等からの騒音が規制対象となります。）。

<松江市における指定地域とその区域区分>

| 区域の区分 | 指定地域 |
|---------|--|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域 |
| 第 2 種区域 | 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域 |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 |
| 第 4 種区域 | 工業地域 |

(注) 旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。

③ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

・騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 条）第 4 条第 1 項

・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

・平成 24 年 3 月 29 日松江市告示第 116 号

※ 市の区域にあつては、市が指定地域を区域区分して、区域区分ごとに昼間、夜間等の規制基準を定めることとされています。

<松江市の指定地域における昼間、夜間等における区域の区分ごとの規制基準>

| 区域の区分 | 昼間 | 朝夕 | 夜間 |
|---------|---------|---------|---------|
| 第 1 種区域 | 50 デシベル | 40 デシベル | 40 デシベル |
| 第 2 種区域 | 55 デシベル | 45 デシベル | 40 デシベル |

| | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 第3種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 70デシベル | 70デシベル | 60デシベル |

備考

1. 上表は、騒音特定施設（騒音規制法施行令第1条で定める施設）を設置する工場等において発生する騒音の当該工場等の敷地の境界線における大きさについて、区域及び時間の区分ごとに定めた許容限度である。
2. 昼間とは、午前8時から午後6時までとし、朝とは、午前6時から午前8時までとし、夕とは、午後6時から午後9時までとし、夜間とは、午後9時から翌日の午前6時までとする。

(2) 特定建設作業（騒音規制法）に関する規制

① 特定建設作業（騒音規制法）

- ・騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 2 条第 3 項
 - ・騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）第 2 条、別表第 2
- ※ 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもののことです。

1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

② 特定建設作業（騒音規制法）の指定地域

- ・騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 3 条第 1 項
 - ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号）別表第 1 号
 - ・平成 24 年 3 月 29 日松江市告示第 116 号（抄）
- ※ 市の区域にあつては、市が指定地域を定めることとなっています（市が定める指定地域内における特定建設作業に伴って発生する騒音が規制対象となります。）。

<松江市における指定地域とその区域区分>

| 区域区分 | 指定地域 |
|------|--|
| 1号区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、工業地域については、学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約80m以内の区域 |
| 2号区域 | 工業地域（第1種区域となる地域を除く。） |

(注) 旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。

③ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

- ・騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）第14条第1項及び第15条第1項
- ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号）

<特定建設作業について環境大臣が定める基準>

| 号 | 項目 | 基準（基準違反の場合には、市は改善勧告・改善命令を行うことができる。） | |
|---|--------------|--|--------------|
| 一 | 騒音の大きさ | 特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさでないこと。 | |
| 二 | 作業できない時間 | 1号区域 | 午後7時～翌日午前7時 |
| | | 2号区域 | 午後10時～翌日午前6時 |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合、鉄道工事、道路工事（夜間に行うべき旨の条件が付された場合）等には、適用なし。 | |
| 三 | 1日の作業時間 | 1号区域 | 10時間以内 |
| | | 2号区域 | 14時間以内 |
| | | 【例外】作業開始日に終わる場合には、適用なし。 | |
| 四 | 同一場所における作業期間 | 連続して6日以内 | |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合には、適用なし。 | |
| 五 | 日曜・休日における作業 | 禁止 | |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合、変電所の変更の工事、鉄道工事、道路工事（日曜・休日に行うべき旨の条件が付された場合）等には、適用なし。 | |

※ 各号の例外に該当するかは、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号）のご確認をお願いします。

(3) 騒音（特定工場等・特定建設作業）の測定・評価

- ・ 特定工場等については、JIS Z 8731（1999）
- ・ 特定建設作業については、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号）の備考 2、3

① 騒音の測定方法

| | |
|---------|----------------------|
| 用いる騒音計 | 計量法第 71 条の条件に合格した騒音計 |
| 周波数補正回路 | A 特性 |
| 動特性 | FAST |

- ・ 騒音の測定方法は、当分の間、JIS Z 8731（1999）に定める騒音レベルの測定方法による。

※ 暗騒音の補正（JIS Z 8731（1999））

| | |
|---------------------------------|---------|
| 指示値の差 | 補正（減） |
| 3 デシベル、2 デシベル又は 1 デシベルの差、同じ大きさ | 規定なし |
| 4 デシベル又は 5 デシベルの差 | 2 デシベル減 |
| 6 デシベル、7 デシベル、8 デシベル又は 9 デシベルの差 | 1 デシベル減 |
| 10 デシベル以上の差 | 補正不要 |

② 騒音の評価指標

| 騒音の種類 | 評価指標（大きさの決定） |
|--|--|
| 定常騒音（騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合）※ JIS Z 8731（1999）では、変動が 5 デシベル未満 | 指示値 ※ JIS Z 8731（1999）は、等価騒音レベル（平均値）と規定 |
| 間欠騒音（騒音計の指示値の最大値が概ね一定の場合） | 変動ごとの指示値の最大値の平均値 |
| 変動騒音（騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する騒音） | 測定値の 90%レンジ（上下 5%を除いた範囲）の上端の数値 |
| 間欠騒音（騒音計の指示値の最大値が変動する場合） | 変動ごとの指示値の 90%レンジ（上下 5%を除いた範囲）の上端の数値 |

(4) 特定工場等（騒音規制法）に係る公害防止組織の整備

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）により、指定地域内に、次の特定施設を設置する場合には、『騒音・振動関係公害防止管理者』を選任し、松江市に届け出る必要が有ります。

- ・ 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- ・ 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

2. 振動の規制基準（振動規制法関係）

（1）特定工場等（振動規制法）に関する規制

・振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）第2章（第4条～第13条）

※ 特定工場等とは、特定施設を設置し、又は設置しようとする工場又は事業場のことです。

① 特定施設（振動規制法）

・振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）第2条第1項

・振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号）第1条、別表第1

※ 特定施設とは、工業又は事業場に設置されている施設のうち著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもののことです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 金属加工機械<ol style="list-style-type: none">イ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）ロ) 機械プレスハ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）ニ) 鍛造機ホ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）2. 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）4. 織機（原動機を用いるものに限る。）5. コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）6. 木材加工機械<ol style="list-style-type: none">イ) ドラムバーカーロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）7. 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）9. 合成樹脂用射出成形機10. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。） |
|--|

② 特定工場等（振動規制法）の指定地域

・振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）第3条第1項

・平成24年3月29日松江市告示第117号

※ 市の区域にあつては、市が指定地域を定めることとなっています（指定地域内における特定

工場等からの振動が規制対象となります。)

<松江市における指定地域とその区域区分>

| 区域の区分 | 指定地域 |
|-------|--|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

(注) 旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。

③ 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

- ・振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）第4条第1項
- ・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）
 - ※ 市の区域にあつては、市が指定地域を区域区分して、区域の区分ごとに昼間、夜間等の規制基準を定めることとされています。

<松江市の指定地域における昼間、夜間における区域の区分ごとの規制基準>

| 区域の区分 | 昼間 | 夜間 |
|-------|--------|--------|
| 第1種区域 | 60デシベル | 55デシベル |
| 第2種区域 | 65デシベル | 60デシベル |

備考

1. 昼間とは、午前8時から午後7時までとし、夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。

(2) 特定建設作業（振動規制法）に関する規制

① 特定建設作業（振動規制法）

- ・振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）第2条第3項
- ・振動規正法施行令第2条、別表第2
 - ※ 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるもののことです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） |
|--|

② 特定建設作業（振動規制法）の指定地域

- ・振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 3 条第 1 項
- ・平成 24 年 3 月 29 日松江市告示第 117 号

<松江市における指定地域とその区域区分>

| 区域区分 | 指定地域 |
|------|--|
| 1号区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、工業地域については、学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有るもの）、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の周囲約 80m 以内の区域 |
| 2号区域 | 工業地域（第1種区域となる地域を除く。） |

(注) 旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。

③ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

- ・振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項（第 3 条第 1 項）
- ・振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）第 11 条、別表第 1

<特定建設作業について環境大臣が定める基準>

| 号 | 項目 | 基準（基準違反の場合には、市は改善勧告・改善命令を行うことができる。） | |
|---|--------------|--|------------------|
| 一 | 振動の大きさ | 特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさでないこと。 | |
| 二 | 作業ができない時間 | 1号区域 | 午後 7 時～翌日午前 7 時 |
| | | 2号区域 | 午後 10 時～翌日午前 6 時 |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合、鉄道工事、道路工事（夜間に行うべき旨の条件が付された場合）等には、適用なし。 | |
| 三 | 1日の作業時間 | 1号区域 | 10 時間以内 |
| | | 2号区域 | 14 時間以内 |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合には、適用なし。 | |
| 四 | 同一場所における作業期間 | 連続して 6 日以内 | |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合には、適用なし。 | |
| 五 | 日曜・休日における作業 | 禁止 | |
| | | 【例外】災害等の場合、人命、身体の危険防止の場合、鉄道工事、変電所の変更の工事、道路工事（日曜・休日に行うべき旨の条件が付された場合）等には、適用なし。 | |

※ 各号の例外に該当するかは、振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）第 11 条、別表第 1 のご確認をお願いします。

(3) 振動（特定工場等・特定建設作業）の測定・評価

- ・ 特定工場等については、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）第 1 条の表の備考 5、6
- ・ 特定建設作業については、振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）別表第 1 の備考 3、4
- ・ 振動規制法の施行について（昭和 51 年 12 月 1 日環大特第 154 号）環境事務次官通知（参考）

① 振動の測定方法

| | | |
|---------------|---------------------------------|---------|
| 振動ピックアップの設置場所 | 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 | |
| | 傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所 | |
| | 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所 | |
| 暗振動の影響の補正 | 指示値の差 | 補正值 |
| | 同デシベル、1、2 デシベルの差 | 規定なし |
| | 3 デシベルの差 | 3 デシベル減 |
| | 4 デシベル又は 5 デシベルの差 | 2 デシベル減 |
| | 6 デシベル、7 デシベル、8 デシベル又は 9 デシベルの差 | 1 デシベル減 |
| | 10 デシベルの差 | 補正不要 |

② 振動の評価指標

| 振動の種類 | 振動レベルの決定 |
|-------------------------|---|
| 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合 | 指示値 |
| 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合 | 変動ごとの指示値の最大値の（10 個の）平均値 |
| 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合 | 原則 5 秒間隔で 100 個又はこれに準ずる間隔で測定した、個数の測定値の 80% レンジ（上下 10% を除いた範囲）の上端の数値 |

(4) 特定工場等（振動規制法）に係る公害防止組織の整備

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）により、指定地域内に、次の特定施設を設置する場合には、『騒音・振動関係公害防止管理者』を選任し、松江市に届け出る必要が有ります。

- ・ 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- ・ 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）
- ・ 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のものに限る。）

各種法令

騒音規制法（昭和四十三年六月十日 法律第九十八号） 抜粋

目次 略

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

（地域の指定）

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第二章 特定工場等に関する規制

（規制基準の設定）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により地域を指定するときは、環境大臣が特定工場等において発生する騒音について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 略

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（規制基準の遵守義務）

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類ごとの数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

（経過措置）

第七条 略

（特定施設の数等の変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（氏名の変更等の届出）

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（承継）

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、

騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

- 3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

第四章 自動車騒音に係る許容限度等

第十六条～第十九条 略

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条～第二十八条 略

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(昭和四三年政令第三二三号で昭和四三年一二月一日から施行)

振動規制法（昭和五十一年六月十日法律第六十四号） 抜粋

目次 略

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「道路交通振動」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

（地域の指定）

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第二章 特定工場等に関する規制

（規制基準の設定）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該指定に係る地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないとき、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（規制基準の遵守義務）

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 四 振動の防止の方法
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第七条 略

(特定施設の変更等の届出)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、四年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

（小規模の事業者に対する配慮）

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 振動の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動

が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。

第四章 道路交通振動に係る要請

第十六条 略

第五章 雑則

(報告及び検査)

第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条～第二十三条 略

第六章 罰則

第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（昭和五一年政令第二七九号で昭和五一年一二月一日から施行）

(1) 騒音に係る環境基準について（抜粋）

- ・環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項
- ・騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の『第1 環境基準の1』から抜粋

『騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準』

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域にあっては、市長。）が指定する。

| 地域類型 | 基準値 | |
|------|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 |
| A及びB | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| C | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日午前6時までの間とする。

2～5 略

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

備考以下 略

(2) 『騒音に係る環境基準』の類型を当てはめる地域の指定

- ・平成24年3月29日松江市告示第119号

| 地域の類型 | 当てはめる地域 |
|-------|--|
| A | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 |
| B | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域であって用途地域の定められていない地域 |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

(注) 旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域も対象

(3) 『騒音に係る環境基準』の評価指標

等価騒音レベル (L_{Aeq}) …指示値の平均値で行われます。

(4) その他参考文献

- 公益社団法人日本騒音制御工学会.『騒音規制法の手引き [第3版] ー騒音規制法逐条解説/関連資料集ー』.技法堂出版株式会社.2019
- 社団法人日本騒音制御工学会.『振動法令研究会.振動規制の手引き ー振動規制法逐条解説/関連法令・資料集ー』.技法堂出版株式会社.2003